

**平成 1 3 年農協法改正法の附則・検討条項に係る
検討結果**

平成 2 0 年 7 月 1 1 日

農林水産省

目 次

I. 検証・評価結果の取りまとめについて	1
II. 「組合の役員に関する制度の在り方」に係る検討結果	2
i. 平成13年改正の背景	2
ii. 各改正事項の実施状況と評価	3
1. 経営管理委員会制度の拡充	3
2. 信用事業を行う組合における常勤理事必置義務の導入	5
3. 兼職・兼業規制の強化・明確化	7
iii. 今後の課題・対応方向等	9
III. 「組合の事業運営の在り方等」に係る検討結果	13
4. 中央会監査義務付け対象の拡大	13
1. 平成13年改正の背景	13
2. 改正事項の実施状況と評価	13
3. 中央会監査制度をめぐるその他の論点 (規制改革会議との議論の経緯)	15
4. 今後の課題・対応方向等	15
5. 組合員資格の見直し	16
1. 平成13年改正の背景	16
2. 改正事項の実施状況と評価	16
3. 今後の課題・対応方向等	19
(別 紙) 平成8年農協法改正における改正事項とその実施状況	20
(参考1) 農業協同組合法等の一部を改正する法律	21
(参考2) 省内検討会開催状況等・省内検討体制	22
(参考3) 検討結果の取りまとめに対する有識者からの意見聴取	23

I 検証・評価結果の取りまとめについて

- (1) 平成13年の農協法改正法附則においては、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、規定の実施状況等を勘案し、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。

〔平成13年農協法改正法附則の対象となる事項〕

・「組合の役員に関する制度の在り方」に関する事項

- ① 経営管理委員会制度の拡充（信連等への設置義務付け等）
- ② 信用事業を行う組合における常勤理事必置義務の導入
- ③ 兼職・兼業規制の強化・明確化

・「組合の事業運営の在り方等」に関する事項

上記①～③の他、

- ④ 中央会監査義務付け対象の拡大
- ⑤ 組合員資格の見直し

- (2) このため、本年1月23日に政策評価審議官を主査とする検討体制を省内に設け、13年改正法附則の検討条項の対象事項の実施状況等についての検証・評価を行ってきたところである。

- (3) 今般、これまで行ってきた検証・評価について、検討結果の取りまとめを行うものである。

Ⅱ．「組合の役員に関する制度の在り方」に係る検討結果

ⅰ．平成13年改正の背景

(1) 農協等の協同組合は、事業の利用を通じて組合員に奉仕することを目的とする自主的な相互扶助組織である。このため、組合員のための事業運営が行われるよう、組合員自らが組合の経営に参画するという業務執行体制が基本となっている。

(2) 農協系統においても、正組合員たる農業者を中心とした業務執行体制が執られてきたところであるが、こうした業務執行体制は、一方で、農協合併による事業の大型化・広域化や組合員ニーズの多様化等が進展する中で、実務的かつ的確な業務執行のために専門家を登用する意識が薄いといった弊害を招く背景ともなった。

(3) このようなことを反映して、13年改正以前から、

- ① 職務に専念し、かつ実務能力を有する常勤理事が極めて少なく、
- ② このため、組合員に対するメリットを最大限に発揮するための適切かつ効率的な事業運営が行われていなかったり、
- ③ 信用事業を行う総合農協においても、健全な経営が行われるための業務執行体制が構築されていないケースがある、

等の問題点が指摘される状況にあった。

〔平成8年、金融健全化法の制定を踏まえた農協法改正により、農協系統の業務執行体制の適正化のため、経営管理委員会制度や兼職・兼業規制が導入されたところであるが、その効果は限定的なものにとどまった（別紙参照）。〕

(4) 特に、14年4月のペイオフ解禁を控え、信用事業をはじめとする農協の業務の高度化・複雑化や他業態との競争の激化が一層進展してきたこともあり、真に組合員のための事業運営が行われるための適切な業務執行体制を整備することが急務とされていた。

このため、組合の業務執行体制の強化を図ることをねらいとして、13年に

Ⅰ（1）①～③を柱とする農協法の改正が行われたところである。

ii. 各改正事項の実施状況と評価

1. 経営管理委員会制度の拡充

(1) 改正事項とねらい

平成13年改正においては、経営管理委員会制度について、以下の改正を実施

- ① 信連と会員500人以上の連合会（全農・全共連）に導入義務付け
（改正前：選択制（導入は各単協・連合会の任意））
- ② 経営管理委員会に代表理事の選任権も付与
（改正前：委員が理事を選任、理事が代表理事を互選）
- ③ 委員の1/4までは正組合員以外からの登用を可能に
（改正前：委員はすべて正組合員から選任）

<改正のねらい>

- ① 統治と執行の分離の徹底：
 - ・ 組織代表が経営管理委員として重要事項を決定しつつ、理事を監督
 - ・ 理事は日常業務に専念し、意思決定を迅速化

信連と一部全国連を義務付けの対象とした理由：

 - ・ 業務内容が高度かつ複雑
 - ・ 一旦破綻すると多くの会員JA等に影響が及ぶ
 - ・ 理事の多くはJAの組合長を兼ねており、双方の業務を日常的に執行するのは実際には困難
- ② 正組合員以外の者の登用を可能とする枠の設定：
 - ・ 組合運営への女性部・青年部代表者等の意思反映を促進

(2) 実施状況と評価

<統治と執行の分離の徹底>

- 経営管理委員会の導入は、
 - ・ 連合会については、義務付け対象の信連等のみならず、義務付け対象外の連合会にも拡がったものの、
 - ・ 選択制が維持されたJAについては、導入組合は少数。

・ 経営管理委員会導入組合数：(改正前→改正後)

連合会	5	→	65	（全農、全共連、全厚連、38信連、5経済連（8中5組合）、18厚生連（33中18組合）、1専門連）
J A	1	→	36	（導入率4%、貯金量1,000億円以上の大規模JAは24組合）
※全JA数：794、貯金量1,000億円以上の全JA数：249				

出典：農林水産省調べ（平成20年2月）（全JA数については、全中調べ（20年4月））

- 経営管理委員会導入組合においては、専門性の向上や迅速な意思決定に資する実務精通理事を中心とした業務執行体制が構築。

・経営管理委員会導入1組合当たり理事（うち実務精通理事）数：（導入前→導入後）

JA：27.1人（4.0人）→5.2人（4.1人） 連合会：11.6人（1.6人）→4.1人（3.8人）

出典：「農協の事業運営のあり方等に関する実態調査」（平成19年2月基準、9月取りまとめ） ※以下注釈のない限り同じ。

- 経営管理委員会導入組合では、委員会による理事の監督機能の発揮や理事による意思決定の迅速化等の面で効果があったとする評価が多数。特に、信連等連合会においてこの傾向が顕著。

・経営管理委員会の導入についての評価：

	J A	連合会
①経営管理委員会について		
「理事の監督機能（牽制機能）を果たしている」・・・	77%	91%
②経営管理委員会制度下の理事会について		
「意思決定の迅速性が改善された」・・・・・・・・・・	71%	90%

- しかしながら、一部JAでは、制度の目的である「統治と執行の分離」についての理解が不十分なため、経営管理委員会と理事会の役割分担や連携等の面で問題が生じている状況。

・経営管理委員会導入による問題点（導入組合からの意見の例）：

- ・経営管理委員会と理事会の両方に同じ議案が付議され、屋上屋を重ねている。
（経営管理委員会へ付議すべき重要議案の整理が不十分であることに起因する事例）
- ・経営管理委員が理事の日常業務に介入し、業務運営に支障がある。
（経営管理委員会の権限についての理解が不十分であることに起因する事例）
- ・理事による経営管理委員会への報告が迅速ではなく、限定的である。
（経営管理委員会と理事会の連携不足に起因する事例）

- 経営管理委員会未導入組合では、規模を問わず約9割が導入について未検討で、その6割強が必要性が低いとの認識（導入JAでの問題点が影響している模様）。

・経営管理委員会未導入組合における評価：

	J A	連合会
①経営管理委員会導入について未検討・・・	89%	85%
②未検討の理由：導入する必要性が低い・・・	64%	68%

- 以上の状況から、経営管理委員会制度は、
- ・統治と執行の分離の必要性が高い信連等連合会を中心に、導入が拡大し、

その効果が表れているものの、

- ・ JAについては、統治と執行の分離の必要性が信連等連合会とは同列に位置付けられない中で、制度の目的についての理解が十分に浸透していないことから、導入及びその効果が限定的。

(他業態との比較)

- ・ 経営管理委員会制度は、農漁協以外の協同組織には導入されていない。
- ・ また、会社法に基づく委員会の設置についても、選択するかは会社の規模を問わず任意であり、導入はほとんど進んでいない状況。

・ 委員会設置会社数：

110社（うち上場会社は72社（全上場会社約3,900社の1.8%））

出典：「社団法人日本監査役協会HP」（平成19年12月）

<正組合員以外の者の登用を可能とする枠の設定>

- 多くの経営管理委員会導入組合において、人材難を理由に委員への正組合員以外からの登用が進んでおらず、1/4の枠が十分に活用されていない状況。

- ・ 経営管理委員会導入JAの約7割が、人材難等を理由に「正組合員以外の登用が進展していない」と回答。
- ・ ほぼすべての導入組合が現行の1/4の枠で十分と認識。

- 女性等の役員登用は拡大しつつあるが、なお低水準となっており、組合運営への十分な意思反映がなされているとはいいがたい状況。

・ 経営管理委員会導入JAでの女性役員数：（導入前（理事）、導入後（経営管理委員））

（導入JA平均）	役員数	うち女性
導入前：（理事）	27.1人	0.5人
導入後：（経営管理委員）	25.8人	1.5人

2. 信用事業を行う組合における常勤理事必置義務の導入

(1) 改正事項とねらい

平成13年改正においては、信用事業を行う組合には3人以上の常勤理事（うち1人以上は信用事業専任担当理事）の設置を義務付け。

（改正前：常勤理事の設置を義務付ける規定なし）

＜改正のねらい＞

より高度化する信用事業の健全性確保のための最低限の措置として、

- ① 信用事業を担当する専任の常勤理事
- ② 信用事業以外の事業を担当する常勤理事
- ③ 総括的な常勤理事

の3人の常勤理事体制を整備

（２）実施状況と評価

- 常勤理事は3人以上設置され、その効果により、実務精通理事の登用は拡大。

・1組合当たりの実務精通理事数：

0.5人（平成12年）→ 2.1人（平成18年）

出典：「総合農協統計表」

- J A等においては、「理事の専門性が強化された」、「融資審査事務の細部まで目が届くようになった」等の肯定的評価が、「役員報酬が増加し経営の負担となっている」等の否定的評価に比べて多数。

・常勤理事3人必置義務による農協運営への変化（複数回答）：

	J A	信連
「理事の業務執行者としての専門性が強化された」・・・	45%	69%
「融資審査事務の細部まで目が届くようになった」・・・	40%	55%
「役員報酬が増加し経営の負担となっている」・・・	17%	0%
「理事の人材不足で選任に苦慮している」・・・	7%	0%

- 他方、多数のJ Aで常勤理事が法定下限の3人に張り付いており、金融他業態と比べても常勤理事の数は少ない実態。

・常勤理事数が3人となっているJ Aの数：572（全J Aの70%）

・農協、信金、信組の1組合当たりの常勤役員数の比較：

	平成13年	平成18年	(参考)平成18年貯金額
農協（常勤理事）：	2.2人	3.5人	953億円
信金（常勤役員）：	7.8人	8.0人	3,872億円
信組（常勤役員）：	4.5人	4.9人	958億円

（信組の平成13年は平成14年の数値）

出典：常勤理事数3人のJ A数は全中調べ（19年4月）、農協は「総合農協統計表」、信金は「信用金庫統計」、信組は「全国信用組合主要勘定」

- また、理事が職員と兼任しているJAも少なくないこと等から、制度の目的である「信用事業の健全性確保」のための十分な体制が整備されたとはいえない状況。

・ 常勤理事が3人で、しかも職員と兼務しているJA数：

貯金量：	200億円未満	200～500億円	500～1千億円	1千億円以上
JA数：	51	22	14	2

・ 多くの場合、信用事業専任理事が共済事業も兼務。（事務ガイドラインで容認）

出典：全中調べ（19年4月）

（他業態との比較）

- ・ 銀行、信金、信組等の金融他業態においては、常勤理事の必置義務は課されていない。

3. 兼職・兼業規制の強化・明確化

（1）改正事項とねらい

平成13年改正においては、兼職・兼業規制について、以下の改正を実施。

- ① 信用事業を行わない組合の常勤役員を規制の対象に追加
（改正前：「信用事業を行う組合の代表理事及び常勤役員」が規制の対象）
- ② 非常勤の職務への従事も規制
（改正前：常務への従事を禁止）
- ③ 規制の例外扱いとなる場合を省令で明確に規定
（改正前：規制の例外扱いを行政庁（都道府県）が個別に認可）

<改正のねらい>

常勤理事の職務専念・利益相反防止の徹底：

- ・ 信用事業を行わない組合についても、理事等の職務専念を確保し、経済事業等の高度化・専門化に対応
- ・ 実質的には常勤扱いとすべき「非常勤」兼職の禁止
- ・ 例外認可についての都道府県間の運用不統一を排除し、例外となる場合を以下の基準で全国的に統一
 - ① 農業界・農協系統の意思反映に必要な場合、かつ、
 - ② 非常勤等で組合業務に支障を与えない場合

(2) 実施状況と評価

- 規制強化により、常勤役員の職務専念等のための兼職・兼業規制が徹底。
- 他方、農業界・農協系統の意思反映に必要不可欠なものについては、これとの兼職・兼業まで禁止すればかえって組合員の利益を損ねるおそれが生じることから、これらについては非常勤を原則として幅広に兼職・兼業が可能となるよう、省令において規制の例外扱いとなる場合を規定。

・省令で認められている兼職・兼業先の例：

【農業界の意思反映に必要なもの】

農業の経営者、農業法人の役員、公的な農業関係委員会・審議会委員、公的な農業関連法人の役員

【系統の意思反映に必要なもの】

系統内に設置された委員会・審議会委員、系統の発展を目的とする公益法人の役員、組合の子会社等の役員、他の組合の経営管理委員、中央会の役員

- J A・連合会においては、規制強化により支障があったとする評価は少数で、規制の範囲についても「現行のままでよい」とする意見がほとんどを占めるなど、制度は基本的には定着。

・常勤理事への規制強化による支障の有無（複数回答）：

	J A	連合会
「業務上支障があった」	2%	5%
「制度改正前と変わらない」	87%	78%

・兼職・兼業先として認められる職務の範囲についての考え方（複数回答）：

	J A	連合会
「現行の範囲でよい」	92%	83%

- これに加え、少数ながら、規制により「意思決定が迅速化された」等の改善点があったとする意見もみられるところ。

・常勤理事への規制強化による改善点（複数回答）：

	J A	連合会
「職務専念できるようになり意思決定が迅速化された」	17%	36%
「業務執行者として細部まで目が届くようになった」	12%	27%

- 一方、兼職・兼業に関して寄せられた意見の中には、常勤理事の職務専念等の重要性が正しく理解されていないものも含まれており、制度の趣旨や必要性についての理解が十分に浸透していないケースも一部にみられる状況。

・兼職・兼業に関して寄せられた意見の例：

- ・地方議会議員
- ・有線放送会社の役員
- ・商工観光関係団体の役員

との兼職を認めるべき。

○ また、以下のような個別の指摘も寄せられているところ。

- ① 中央会の役員との兼職について、現在は中央会の「常勤」役員との兼職が可能となっているが、出身組合の職務に専念する観点からみて問題ではないか。
- ② 農業法人の役員との兼職について、現在は農業法人の「非常勤」役員であれば可能とされているが、担い手である法人のニーズにも対応した組合運営を促す上で制約となっているのではないか。（家族農業経営者との兼職であれば「非常勤」の限定はなく、農協役員の職務専念等に支障がない範囲で農業法人役員の登用の幅を広げるべきではないか。）

（他業態との比較）

- ・ 現行制度は他業態と比べても厳格な規制。

・ 他業態における兼職・兼業規制：

- ・ 銀行、信金、信組等の金融他業態は「常務」への従事を規制しているのみ。
- ・ 一般の会社には取締役等に対する兼職規制が課せられていない。

iii. 今後の課題・対応方向等

（1）今後の課題・対応方向

- ① 13年農協法改正により、迅速・的確な実務執行や役員の職務専念体制等が進展し、農協系統の業務執行体制の強化に一定の成果があったと考えられる。
- ② しかしながら、
 - ・ 経営管理委員会導入JAが未だ36組合にとどまっている
 - ・ 多数のJAにおいて常勤理事が法定下限の3人に張り付いている
 - ・ 兼職・兼業規制に関する意見の中には、「常勤理事の職務専念等の徹底」という制度の趣旨が正しく理解されていないものもみられる

等の現状を踏まえれば、今回の改正の目的である「真に組合員のための事業運営が行われるようにするための業務執行体制の確立」の必要性が現場で十分に理解されているとはいえない状況。

- ③ この対応として、JAに経営管理委員会の設置を義務付ける、常勤理事必置人数を増やすといった規制の強化や、兼職・兼業規制の抜本的な見直しを行う

ことについては、制度の目的が十分に浸透していない以上効果的ではないという問題の他に、以下の理由から適切ではないと考えられる。

ア 農協は農業者の自主的な組織であり、業務執行体制についても、基本的には自ら決定することを原則とすべきで、規制は必要最小限のものにとどめるべき。

注：これまでの改正は、平成8年の金融健全化法の制定、14年4月のペイオフ解禁等を踏まえ、信用事業をはじめとする適切な業務執行体制の整備をねらいとして、必要不可欠とされる措置を講じたもの。

イ これ以上の規制強化等を行うことには、農協系統に混乱を生じさせる懸念。

例1：経営管理委員会を導入したJAの一部では、委員会と理事会の役割分担等の面で問題が生じている状況。

2：農協の管理コストの削減が限界に達しつつある中で、常勤理事3人のJAが全体の約7割に達している状況。

3：兼職・兼業規制について、現行制度では役員の職務専念等の徹底を図りつつ、農業界・系統の意思反映に必要なものについて規制の例外扱いを認めることとしており、こうした体系が基本的には定着している中で、これを抜本的に見直すことにはかえって組合員の利益を損ねるおそれ。

ウ 農協系統においては、信用事業の破綻等の大きな問題も発生しておらず、規制を強化しなければならない状況にはない。

エ 他業態においては、内部統制の体制整備等が進められているものの、役員制度に係る規制の強化がなされているわけではないことを踏まえ、更なる規制の強化には慎重な対応が必要。

- ④ したがって、当面は、法律改正により新たな規制を導入するのではなく、現行制度の更なる定着を図ることが最大の課題であり、そのためには、制度の効果が十分に発揮されるような運用の改善等を進めることにより、自主的な取組を促していくことが課題。

(2) 具体的な取組

① 経営管理委員会制度の導入促進（運用指針等の発出）

- ・ 全中等と連携して以下を内容とする運用指針等を発出

--委員会の導入が円滑に行われている組合の運用実態等を紹介し、委員会と理事会の役割分担のあり方等について理解の向上に資する事例等を提示

紹介事項の例：委員会と理事会の開催頻度や付議事項の区分の方法
組合員に説明責任を果たす際の委員会と理事会との連携
のあり方

--業務実態からみて、理事会による意思決定の迅速性、理事の実務精通・職務専念の必要性が高いと考えられる大規模ＪＡ等については、経営管理委員会導入の効果が大きいことから、導入に向けた自主的な取組を促すよう方向付け

② 女性等の役員登用促進に向けた指導（運用指針等の発出）

- ・ 女性の参画拡大に向けた取組の一環として、都道府県知事に農協等の女性役員登用の促進に向けた周知及び指導の徹底（本年３月１１日付けで文書を発出済み）
- ・ ①の運用指針等の中で、女性等の経営管理委員会へのより積極的な登用を促すよう方向付け

③ 常勤理事体制の充実に向けた指導（事務ガイドライン改正）

- ・ 組合の業務が一層高度化・専門化し、責任ある業務執行体制が求められている中で、常勤理事の責任の明確化等について自主的な取組を促すよう方向付け

例：以下のような対応を通じた常勤理事体制の充実

- 常勤理事が３名しかいない組合であって理事のけん制機能が発揮されていない場合における職員兼務理事の解消
- 信用事業専任担当理事の担当範囲の明確化やけん制機能の発揮（共済担当・審査担当理事の設置）

④ 兼職・兼業規制の見直し（省令改正）

ア 中央会役員との兼職規制の強化

現行制度では、組合の常勤役員は中央会の役員との兼職が可能とされているが、常勤での中央会役員との兼職は出身組合の職務専念上好ましくないことから、これを認めない（すなわち、「２足の常勤ワラジ」を履くことを認めない）こととする方向で見直し。

イ 農業法人役員との兼職のあり方の見直し

現行制度では、組合の常勤役員が農業法人の役員を兼職できるのは「非常勤」の場合とされているが、これについて、組合業務に支障を与えない範囲で農業法人のニーズに対応した組合運営が促進されるよう見直し。

（参考）省令における非常勤の基準

- ・勤務時間が当該法人の常勤役職員より著しく短いこと
- ・兼職先法人での年間報酬額が 100 万円以下であること

Ⅲ.「組合の事業運営の在り方等」に係る検討結果

1. 経営管理委員会制度の拡充

2. 信用事業を行う組合における常勤理事必置義務の導入

3. 兼職・兼業規制の強化・明確化

} 前掲

4. 中央会監査義務付け対象の拡大

1. 平成13年改正の背景

- (1) 平成8年、金融健全化法の制定を踏まえた農協法改正により、すべての信連及び一定規模以上の総合農協については、その健全性の確保を図るため、決算監査が義務付けられた。

〔実施主体は、農協に対する監査のノウハウ等が蓄積されていることを踏まえ、中央会が行うこととされた。なお、平成16年改正で全中のJA全国監査機構が一元的に監査を実施することとされた。〕

- (2) 信用事業以外の経済事業等を行う連合会についても、全国連と県連との統合の進展等に伴い事業規模が拡大する中で、会員農協への影響が大きくなっていることにかんがみ、一定規模以上のものについては決算監査を義務付けるべきとの要請が高まった。

このため、13年改正において、連合会に対する中央会監査の義務付け対象が拡大されることとなった。

2. 改正事項の実施状況と評価

(1) 改正事項とねらい

平成13年改正においては、連合会について、信用事業を行うか否かにかかわらず一定規模（政令で負債総額200億円以上に規定）のものに中央会監査を義務付けることとされた。

〔改正前：すべての信連と信用事業を行う一定規模以上のJA（※）が義務付けの対象〕

※ JAに対する義務付けの範囲については法律改正なし。なお、政令で定

める「一定規模」については、改正当時は貯金額500億円以上で、平成16年度以降は貯金額200億円以上。

なお、連合会を含めた「一定規模」の額については、他の協同組織金融機関と同様の基準。

<改正のねらい>

- 中央会監査の義務付け対象を全国連や経済連、厚生連等にも拡大し、農協系統全体の経営の健全性及び業務の適正性の確保

(2) 実施状況と評価

- 中央会監査実施組合数は拡大。

・法定監査実施数の推移：

	平成14年		平成18年	
連合会	46組合	→	62組合	※1
J A	423組合	→	617組合	※2

※1 14年度の法定監査対象は信連のみ。15年度から負債総額200億円以上の連合会が対象。

※2 15年度までは貯金等合計額500億円以上、16年度以降は200億円以上の農協が対象。

※3 J A数 1,039組合（平成14年）→ 867組合（平成18年）

※4 自主的取組として実施する法定監査対象外の組合を含めると、J Aの約9割（19年度）について決算監査を実施。

出典：全中調べ（J A数は農林水産省「農協等現在数統計」）

- 農協系統組織については、他の協同組合に比べて広い範囲で監査を義務付け。

・協同組合における決算監査の義務付け範囲：

農協・漁協・信用金庫：預貯金等合計額200億円以上のもの

信用組合・労働金庫：預貯金等合計額200億円以上かつ員外預金比率100分の10以上のもの

農協連合会：負債総額200億円以上のもの

生協・事業協同組合：負債総額200億円以上の共済事業を行うもの

- 全中監査について、約9割のJ A、約6割の連合会が「評価している」と回答し、そのうち約8割において「適正に行われている」が理由としてあげられている。

・全中監査に対する評価：

		J A	連合会
「評価している」	・・・	87%	63%
「どちらともいえない」	・・・	9%	32%
「十分でない」	・・・	4%	5%

・全中監査を評価する理由（複数回答）：

		J A	連合会
「適正に行われている」	・・・	83%	83%
「事業内容に精通している」	・・・	48%	35%

※全中監査を評価しているJ A・連合会に占める割合

- また、組合の監査を行う機関として全国監査機構が適当とする意見がほとんどを占めているなど、全中監査は概ね被監査組合の信任を得て定着。

・組合の監査を行う機関として適当なもの：			
「全国監査機構」	・・・	J A	連合会
		96%	84%

3. 中央会監査制度をめぐるその他の論点（規制改革会議との議論の経緯）

- 中央会監査については、昨年12月の規制改革会議との議論において、「透明性・第三者性を確保する観点から、公認会計士監査の導入が必要」との意見が示されたところ。
- これに対し、農林水産省としては、
 - ・ 農協系統においては、農協の制度や事業に精通している全中が会計・業務両面での監査を指導と一体的に行うことにより、中央会による農協指導と車の両輪となって機能している
 - ・ 公認会計士監査のように指導と結び付かない外部監査は、指導と一体となって機能している全中監査に置き換えることはできない
 - ・ 監査水準を高めるために、一層の努力を行い、今後とも監査の水準を上げていくことが必要である
 との立場を示したところ。

・ 農協系統においては、JAグループ内の総合調整と個々の農協・連合会の指導を一体的に実施している全中が監査を行うことにより、中央会が自ら実施した農協監査の結果を踏まえて問題を早期に是正するという仕組みが機能。	
中央会の監査と一体となった強力な指導の例：	
・ 個別組合の強力な指導（全中監査で問題点を指摘し、全中又は農林中金が定めた具体的な基準に従って指導対象組合の指定・重点化を行い、問題を早期に是正）	
・ 農協合併の強力な指導（2,064組合（平成8年）→ 813組合（平成18年）（全中調べ））	

- こうした意見への対応として、また、農協の事業規模の拡大や事業の高度化等に対応していくためにも、全中監査の特徴である「指導と一体となった会計・業務監査」がより適切・効果的に行われていくことが重要。

4. 今後の課題・対応方向等

（1）今後の課題・対応方向

決算監査義務付け対象を更に拡大することについては、

- ・ 事業規模が小さくリスクが限定的な組合にも負担を強いることになること
- ・ 他業態との比較においても、これ以上の規制強化には慎重な判断が必要とされること

から、時期尚早と考えられる。

したがって、当面は、現行制度の下で、全中監査の一層の質の向上に努めていくことが課題。

この「全中監査の一層の質の向上」という課題については、既に昨年末の規制改革会議との議論の際に明確化されたものであることを踏まえ、農協系統において、具体的な目標を定めてスケジュールに基づき計画的に取り組むことが重要。

(2) 具体的な取組

○ 全中監査の一層の質の向上

- ・ 農協系統自らが、規制改革会議との議論も踏まえ、本年秋までに以下のような課題についての目標スケジュールを策定し、それに基づいて計画的に取り組んでいくことが必要。
- 公認会計士の更なる活用等による会計監査の一層の質の向上
- 経済事業等の各事業に係る業務監査の充実

5. 組合員資格の見直し

1. 平成13年改正の背景

- (1) 農業法人については、昭和37年の農協法改正で、農業とその附帯事業を営む法人について正組合員資格が与えられたが、農業以外の事業を兼営する法人には正組合員資格が付与されていなかった。

このことは、農業法人が農業の担い手として重要な地位を占めつつある中で、農業法人のニーズに即した組合運営を図る上での制約となっていた。

- (2) また、農協が都市住民や消費者との連携を強化していくに当たり、これらの者との安定的な取引関係の構築を通じて、産地直売等農協の各種サービスを円滑に利用できるようにすることが課題とされていた。

このため、13年農協法改正において、これらの課題に対応するための組合員資格の見直しが行われた。

2. 改正事項の実施状況と評価

(1) 改正事項とねらい

平成13年改正においては、組合員資格について、以下の改正を実施。

- ① 農業以外の事業を兼業する農業法人（従業員300人超・資本金3億円超等の大規模法人を除く）にも正組合員資格を付与
（改正前：「農業及び附帯事業のみを営む法人」に限り正組合員資格を付与）
- ② 地区外の継続的農協事業利用者にも准組合員資格を付与
（改正前：地区外の者は准組合員資格付与の対象外（「地区内に住所を有する個人」には准組合員資格が付与））

※ 正組合員と准組合員の違い
准組合員は農協事業を利用することは可能であるが、正組合員に認められている総会の議決権等については付与されていない。

<改正のねらい>

- ① 農業法人の正組合員としての加入を促進し、農業法人のニーズに的確に対応し得る農協組織を構築
- ② 地区外利用者との安定的な取引関係の構築を通じた経済事業等の活性化

（２）実施状況と評価

<農業法人のニーズに的確に対応し得る農協組織の構築>

- JAの正組合員となっている農業法人数は増加。

・正組合員となっている農業法人数の推移：			
	平成12年	平成17年	増減率
正組合員となっている農業法人(a)	8,714	9,768	12.7%
農業法人(b)	13,186	13,960	5.9%
加入割合(a/b)	66.1%	70.0%	4ポイント

出典：「農林業センサス」、「総合農協統計表」

- JAにおいては、農業法人の正組合員への加入について、全体の事業量増大や組織・事業の活性化の面で効果があったとの意見がある一方、
- ・ 農業法人の正組合員への加入による「影響はない」との意見が大半を占めており、加入拡大による効果を活かしきれておらず、
 - ・ 農業法人の組合に対するサービスの要求水準や内容が他の組合員と異なることにとまどいを感じる意見も一部にみられるなど、法人ニーズに的確に対応できているとはいえない状況。

・農業法人の正組合員加入による農協への影響（複数回答）：		
「全体の事業量が増大した」	・・・	20%
「組織・事業が活性化した」	・・・	8%
「サービスの要求水準が高く対応困難」	・・・	13%
「要求内容が異なり調整に苦慮している」	・・・	11%
「影響はない」	・・・	59%

- また、農業法人の側においても、購買事業や販売事業に対して「不満」とする意見が多数となっており、農協が農業法人のニーズに十分対応できていない状況。

・経済事業への満足度：			
		「満足」	「不満」
「生産資材（飼料）の購買」	・・・	33%	67%
「量販店・生協等への直接販売」	・・・	28%	72%
「市場を通じた販売」	・・・	29%	71%

出典：全中「担い手アンケート調査（農業法人協会会員対象）」（平成19年7月取りまとめ）

＜地区外利用者との安定的な取引関係の構築を通じた経済事業等の活性化＞

- 多くのＪＡにおいて、地区外継続的利用者が准組合員として加入。

・継続的利用者を組合員として定款で規定したＪＡ数（対象：804ＪＡ）：	
733ＪＡ	（91%）
・継続的利用者の加入があったＪＡ数（対象：733ＪＡ）：	
530ＪＡ	（72%）

- その多くが地区内に勤務先がある者や信用・共済事業の利用者等である一方、販売事業・購買事業の利用者はわずかにとどまっているとみられ、経済事業の活性化に資するものが主体となっていない状況。

・加入した継続的利用者の状況：		
地区内に勤務先がある者	・・・	31%
信用・共済事業を主に利用している者	・・・	22%
直売所等販売事業を主に利用している者	・・・	7%
購買事業等その他の経済事業を主に利用している者	・・・	11%
※継続的利用者の加入があった530ＪＡのうち、上記の者の加入があったと回答したＪＡの割合		

- 一部ＪＡでは、地区外の継続利用農業者を准組合員にすることにより、双方にメリットのある安定的な取引関係が構築されている例もみられるところ。

・加入した継続利用農業者の加入による経済事業活性化の例：	
（ケース１）地元ＪＡよりもスーパー等への販売に優れているＪＡと取引を開始。	
（ケース２）地元ＪＡよりもユリ根の販売においてブランド力があるＪＡに出荷。	

3. 今後の課題・対応方向等

(1) 今後の課題・対応方向

引き続き、農業法人の正組合員への加入や地区外継続利用者の准組合員への加入の促進を通じ、経済事業等の活性化を図っていくことが課題。

(2) 具体的な取組

- **農業法人ニーズへの対応や地区外准組合員の加入促進を通じた経済事業等の活性化**
 - ・ 経済事業改革の推進に向けた指導の一環として、農業法人を含む担い手への対応強化等の取組を拡充
 - ・ 優良事例の収集・周知等を通じ、地区外准組合員の加入をさらに進めることにより、経済事業等の活性化に向けた自主的取組を促進

－以上－

平成 8 年農協法改正における改正事項とその実施状況

平成 8 年農協法改正事項	実施状況
経営管理委員会制度の導入 経営の重要事項の決定を正組合員に委ね、その監督の下で理事が日常の業務執行に専念する体制を構築できるようにするため、経営管理委員会制度を導入 <ねらい> 「統治」と「執行」の分離 〔業務をコントロールする者（経営管理委員）と日常業務に当たる者（理事）を明確に区分〕 <概要> ・委員会の導入は選択性（各組合の任意） ・委員は正組合員から選任	- 経営管理委員会はほとんど普及せず （ 1 2 年度末の導入状況： 1 農協、4 信連、1 厚生連 ） - 実務精通理事の設置も少数にとどまる 〔 1 組合当たり常勤理事数（1 2 年度） （うち実務精通理事数） 農協 2. 0 人（0. 5 人） 信連 2. 8 人（1. 4 人） 〕
兼業・兼職規制の導入 信用事業を行う組合の役員について、職務専念等の体制を構築し、もって経営の健全性の確保を図るため、他業態と同様の兼職・兼業規制を導入 〔金融健全化法による他業態への規制との横並び〕 <ねらい> 職務専念の確保・利益相反の防止 〔代表理事や常勤役員の職務専念を確保するとともに、いわゆる情実貸付の弊害を排除〕 <概要> ・他の組合・法人の常務への従事を禁止 ・規制の例外を行政庁が個別に認可	- 高額報酬を伴う実質的に常勤扱いすべき「非常勤」兼職が散見 - 都道府県間で例外認可の運用が不統一 〔例：県によっては自治体の首長との兼職を認可〕
中央会監査の義務付け 信用事業を行う組合について、客観的立場からの会計監査を実施する体制を構築し、もって経営の健全性の確保を図るため、中央会による監査を義務付け 〔金融健全化法による他業態への措置を踏まえたもの〕 <ねらい> 組合の財務・業務運営のチェック機能強化 <概要> ・すべての信連及び一定規模以上の農協が対象 ・実施主体は中央会（中央会に公認会計士との契約を義務付け）	- 経済事業等を行う連合会についても、事業規模の拡大により問題が生じた場合には、会員農協に深刻な影響が及ぶ懸念（←決算監査義務付けの対象外） - 農林中金への事業譲渡により著しく規模が小さくなった信連が存在（←決算監査義務付けの対象）

※他の 2 項目（「常勤理事必置義務の導入」、「組合員資格の見直し」）については改正事項なし。

(参考 1)

農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成13年 6 月29日法律第94号）（抄）

附 則

（検討）

第36条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1. 省内検討会開催状況等

第1回	1月23日(水)	検討会立上げ
第2回	1月31日(木)	経営管理委員会制度、常勤理事必置義務
第3回	2月14日(木)	兼職・兼業規制
第4回	2月28日(木)	組合員資格
第5回	3月13日(木)	中央会監査
第6回	3月19日(水)	取りまとめに向けた検討
第7回	6月18日(水)	有識者からの意見聴取

2. 省内検討体制

主 査	政策評価審議官(兼経営局)
	大臣官房企画評価課上席企画官
	// 協同組合検査部調整課長
	総合食料局食糧部計画課長
	消費・安全局農産安全管理課長
	生産局生産技術課長
	// 畜産部畜産企画課長
	経営局経営政策課長
	// 金融調整課長
	// 協同組織課長

※ 省内検討に先立って、実施状況を把握するために行った調査・ヒアリング等

- 農協の事業運営のあり方等に関する実態調査
(19年3月配布、6月回収、9月取りまとめ)

※ 調査対象 J A ・連合会に対しては、回答の提出に当たり、理事会、経営管理委員会に報告する等の対応を要請。

- 系統ヒアリング(全中、農林中金、6中央会、12信連、3経済連、8厚生連)
- 現地調査(9 J A (うち3 J A は組合員ヒアリング含む))

検討結果の取りまとめに対する有識者からの意見聴取

検討結果の取りまとめを公表するに当たり、下記のとおり、その内容について有識者（学識経験者、農協系統関係者）から意見を聴取したところである。

これらの意見については、今後、検討結果の取りまとめに沿った施策を推進するに当たり、また、検討結果の取りまとめの対象とされていない課題について検討していくに際し、参考にしていくこととしている。

記

1. 日 時 平成20年6月18日（水）午後2時～3時40分
2. 場 所 三番町共用会議所大会議室
3. 有識者 別添のとおり
4. 意見の概要

【取りまとめについての全体的な評価】

<学識経験者からの意見>

- 取りまとめの方向・内容で概ね良いのではないかと。

<農協系統関係者からの意見>

- J Aグループでは、13年農協法改正を踏まえ、J Aバンクにおける破綻未然防止システムに向けた自主ルール策定・実施、J A全国監査機構の設立・強化、収支均衡や拠点型事業の改善・担い手対策等の経済事業改革、部門別常勤理事体制の確立や経営管理委員会制度の導入等業務執行体制の強化等の改革に取り組んできており、着実に成果を上げているところ。
- 13年農協法改正の附則に係る検討は、こうしたJ Aグループにおける自主的な取組を踏まえ、現行の枠組みの中において適正かつ実効ある諸対策の方向を示すものであることが重要。このような観点から、今回の取りまとめの整理で良いのではないかと。

【経営管理委員会制度の拡充】

<学識経験者からの意見>

- 経営管理委員会制度の導入については、透明性や業務執行の効率性を確保する観点から評価できる。
- 農業・農村が大きな変革期にある中、農協間での体力差や地域ごとの課題の違いが存在する。小さな農協では集落代表が理事となっており、管理と執行が分離できないという問題もある。経営管理委員会制度を導入できるような規模が大きい先進的な農協を基準とするのも良いが、制度に乗り切れない農協もあるため、導入は自主的な選択とすべき。

- 経営管理委員会への付議事項について、理事会との仕切りを明確化すべき。経営管理委員会が付議事項を自由に取り込めるのではなく、現行の模範定款例よりも具体的な規則に縛られて付議事項が決まることの方が望ましいのではないか。
- 改正事項について現場の実情に照らしてその有効性を検討することが必要であり、この観点から、制度導入済み農協と未導入農協の経営的な特徴やパフォーマンスの差（例：前者が後者よりも迅速な意思決定が可能となっていることの実態把握）等を示すことが重要。
- 農村部には人材が限られており、経営管理委員会制度を推進したとしても人材がいなければ上手く機能しないことから、役職員・組合員への教育を徹底すべき。
- 農業等に意欲を持ちつつも、組合員になりたがらない農家や他業態の取締役経験者等を社外取締役のような形で取り込み、農協や農業・農村の活性化につなげることが重要。他方、行政が問題のある役員等を解任できる権限を持ち続けることも重要ではないか。
- 経営管理委員会を置く場合には監事は必要か。制度を導入した平成8年農協法改正では「独仏の制度に倣い」とあるが、ドイツでは経営管理委員を置く場合には監事は存在しない。委員会制度が定着した段階において、将来的には再考することも考慮に値するのではないか。
- 農協法の経営管理委員会に関する制度設計は意思決定に関する規定のみであり、会社法と異なり〇〇委員会を作れという規定はないことから、監査については全中監査と内部監査（監事監査）がせめぎ合っている状況。農協の実情からすれば、まずは内部統制システムの構築をして、内部での監査をしっかりと行うことが重要ではないか。

<農協系統関係者からの意見>

- 経営管理委員会制度は、大規模農協や連合会において業務執行の高度化や専門性発揮、組合員の意思反映を行っていくうえで、有効な仕組みとして一定評価。
- 農協をとりまく環境の変化に対応しつつ、農協のねらいや理念、目的を達成していくためには、経営管理委員会制度の導入が必要。合併農協も含めて導入していかないと、ねらいや目的からはずれてくると思う。
- 制度導入については、業務執行体制の強化策のひとつとして農協自らの選択により決定すべき。
- 導入に当たっては、組合トップの強い意思と方針が重要。また、経営管理委員の中には、制度のねらい・目的と手段とを混同する者もいるが、ねばり強く説得しつつ進めていくことが大切。
- 経営管理委員会と理事会の役割分担については、以下のような工夫で対応している農協もある。
 - ・ 経営管理委員会会長は、組織の顔として県連等外部の会議や組合員との会合に出席するとともに、支店長会議や債権管理会議等組織内の重要な会議にも出席し、理事の業務執行を把握。
 - ・ 理事は、文書決裁を含む内部執行を担当（ただし、重要な文書等については会長にも回付）。
- 経営管理委員会と理事会の連携については、以下のような工夫で対応している農協もある。
 - ・ 経営管理委員会会長・常勤理事・監事で構成する「常勤会議」を定例で開催し、日程や懸案事項、目標に対する業務の進行管理等についての摺り合わせを実施。
 - ・ 会長が外部の会議等から得た情報や組合員からの要望等については、理事が受け止めて戦略を練り、それを常勤会議にかけた上で、理事会・経営管理委員会に付議。
- 経営管理委員会の導入とともに、役員の定年制を実現し、若返りに成功している例もある。
- 農協自らの取組として、経営管理委員会と理事会との役割分担、監事の位置付け等運用につ

いて導入例を踏まえ、あらためて取組の指針を整理するなどを検討する。

【常勤理事必置義務の導入】

＜学識経験者からの意見＞

- 信用事業専担理事による共済事業の兼務が事務ガイドラインで容認されていることについて、法文を拡大解釈しても、更には類推解釈しても、共済事業の兼務が認容されるという解釈は出てこないのではないか。
- 常勤理事数の金融他業態との比較については、農協の総合事業体性（＝理事数の増加を伴う）と農協の連合会への依存性（＝理事数の削減を可能とする）の両面を勘案したうえで、慎重に評価することが必要。

＜農協系統関係者からの意見＞

- 農協合併の進展や業務の高度化・複雑化に対応した専門的業務執行体制の整備を図っていく必要があるが、農協の規模や地域の実態に応じて、専門性発揮等の観点から、職員兼務理事についてはその活用についても評価すべき。
- 組合員各層の意見を反映するため、青年部・女性部、事業利用者等の組合員組織代表からの理事等への選出や職員出身者の活用等、幅広い選出について取り組んでいるところ。

【兼職・兼業規制の強化・明確化】

＜学識経験者からの意見＞

- 農協が真に組合員の組織として機能していくためには兼職・兼業規制が不可欠であり、「地方議会議員等との兼職を認めるべき」といった意見が一部とはいえ未だに複数の農協から出ていることには驚きを禁じ得ず、制度の趣旨について今一度周知徹底されることが必要。
- 兼職・兼業規制は職務専念や利益相反防止の観点から導入されている。そのことを踏まえれば、兼職・兼業が認められる範囲は極力限定すべきであり、2足の常勤わらじとなる中央会の常勤役員との兼職は規制されるべき。
- 農協には参事制度があり、参事は理事でも職員でもない地位にありながら、強い権限を持つ役職。上手く活用すれば有効に機能すると思われる。

＜農協系統関係者からの意見＞

- 組合と中央会の両方で「常勤」することは望ましくなく、そうした運用がなされることがないよう指導してきたところ。
- 家族経営が法人化した場合その経営者は農業者と同等であること、また、担い手の育成や法人経営者等の組合への経営参画を進める必要があることから、農業を営む法人の役員に係る「非常勤」の報酬基準は見直されるべき。

【中央会監査の義務付け対象の拡大】

＜学識経験者からの意見＞

- 規制改革会議が主張する公認会計士監査については、最近では公認会計士の数が増えて質の低下が指摘されており、更に以前から不祥事も発生しているところであり、それほど信用できない。今、農協に求められているのは内部統制システムの整備等であり、公認会計士監査でそれを達成することは困難。問題の指摘と問題の解決指導がリンクした今の全中の監査体制を発展

させる方が、システムの良い。

- 自主的な組織である協同組合と株式会社のガバナンスを同一視して農協にも公認会計士監査を求めるというのは乱暴な議論であるが、農協系統自らが公認会計士の積極的登用等の監査の質の向上に向けた取組を計画的に進めていくことも必要であり、こうした取組を通じて外部の人の理解を得るよう努めるべき。
- 現行の中央会監査制度は、公認会計士を組み入れた監査の仕組みであり、意義あるものと認識。ただし、現行の中央会監査を維持するとしても、改善すべき点が存在。例えば、
 - ・ 監査主体である全中の役員には被監査組合出身の理事が含まれており、独立性に疑問が生じる。全中監査一元制がより定着した段階における将来的な課題として、何らかの規制を検討すべきであり、
 - ・ また、中央会監査の特色のひとつは会計監査のみならず業務監査をも行う点にあり、仮に会計監査を中心とすれば中央会監査の存在意義が認められなくなることにもなりかねない。この観点から、業務監査をより積極的に位置づけるべきではないか。

＜農協系統関係者からの意見＞

- 法定監査対象以外のすべての信用事業を行う農協を対象に、法定監査基準と同様に、財務諸表等監査を実施しており、実施率は約9割に達しているところ。また、公認会計士も監査に帯同しているほか、監査審査会等への登用など年間90名程度の公認会計士を活用。
- 中央会監査は、中央会が行う経営指導と一体となって経営の健全化等に機能する固有の仕組みであり、公認会計士監査がこれを代替して行うことは不可能。
- 今後とも、広域審査体制の整備や連合会監査体制の整備等により公認会計士を活用するとともに、経営指導と一体となった業務監査の実施や監査の質の向上・独立性強化の取組等を通じ、全中監査に対する対外的な理解の促進にも努めていく方針。

【組合員資格の見直し】

＜学識経験者からの意見＞

- 正組合員である農業法人の数は増加傾向にあるが、大規模な農業法人とやる気のある農家の両方を農協に取り込めるのか。それぞれに特化した農協の2極化が進み、それをまとめる農協が存在するという図式になるのではないか。
- 農協間の競争を働かせることが重要であり、地区外継続的利用者に対する准組合員資格の付与はその促進に資するものであるが、合併の進展による地区の広域化を背景としてその効果も減殺されていることを踏まえ、より幅広い視点から農協間の競争促進のあり方を検討すべき。

【その他の事項】

＜学識経験者からの意見＞

- 企業をとりまく環境はドラスティックに変化している。グローバル化した企業がしのぎを削り、生き残りをかけて政・官・財が一生懸命に対応している。その中で、協同組合は比較的守られた法制度の中にいたため、危機意識が低いのではないか。
- 農協法だけの話ではないが、法改正の心がわからないことが多い。目指すべき姿が現場にしっかり伝わるようにすべきであり、今回の取りまとめに基づく施策においても留意してほしい。
- 13年農協法改正で営農指導事業が農協の事業の第1に位置付けられたこともあり、営農指導事業についての評価・検討も重要ではないか。

- 検討のアプローチについては、
 - ・ 農協は組合員のための自主的な相互扶助組織であることにかんがみ、特にＪＡの経営管理や組合員の経営への参加に直接関わる改正事項の実施状況についての組合員自身の評価を踏まえた検討や、
 - ・ 農業重視型ＪＡや都市型ＪＡ等の間では経営方針等の面で差異があることにかんがみ、ＪＡ間の多様性を踏まえた検討を重視した方がより有意義な成果が得られるのではないかと。

- 農協は、これまで農業問題に対応するための組織という位置付けであったが、農業問題そのものが農家の問題から国民の問題、産業としての農業から地域・日本全体における農業をどうするかという問題になってきている。その中で、農協は地域組合化し、地域の持続的発展を目指す組織として変化してきている面があり、農協の将来像について議論していくことが必要。

- 会社法では、小規模会社について、配当を求める株主、経営参画を求める株主等の要望に柔軟に対応することが可能となっている。農協でも、利用分量配当を求める者や出資配当を求める者など要望が異なっていると思われるので、制度として工夫できれば、准組合員の要望に応えられるのではないかと。

<農協系統関係者からの意見>

- 第25回ＪＡ全国大会の議案に反映させるために、世界的に食料・農業をめぐる環境が激変する中で、日本農業のあるべき姿とそれを実現するためのＪＡ組織・事業・経営のあり方について検討を開始しており、今後、必要に応じて法改正の手当についても農水省に相談したい。
- 組合員の高齢化の進展、農業そのものの構造変化、組合員の正准比率の接近、これらは従来「いつか来る危機」と考えられていたが、現在は、「今そこにある危機」と捉えられると思う。今回の検討の対象ではないが、いずれ農協の役割・使命の今日的な再整理、組合員制度のあり方について検討が必要になるのではないかと。
- 金融審議会WGにおいて、協同組織金融機関の業務・組織について議論が行われているが、ここでの整理は農協系統にも少なからず影響。かつて金融審議会では農協系統信用事業が地域金融として位置付けられたところであるが、近年、系統信用事業は農業をベースとしつつも地域経済全般との関係が強まっており、現在の状況と将来のあり方の両面から検討が必要。
- 地域経済や地域農業の振興を図る観点から、農地の出し手や「食」や「農」に関心の高い地域住民等の組合員の農協への参画について検討を行う必要。
- 内部統制システムの導入については、現時点で農協法による法的な拘束力はないものの、内部統制の体制を構築すべき。財務報告に係る内部統制監査の実施も視野に入れて、21年度を目途に内部統制システムの整備を目指して取り組んでいるところであり、農林水産省の指導・支援をお願いしたい。

<別添>

有識者名簿

秋岡 栄子	経済エッセイスト
川村 保	宮城大学食産業学部教授
河野 良雄	農林中央金庫副理事長
小松 勉	弁護士
関 英昭	青山学院大学法学部教授
高山 榮助	越後ながおか農業協同組合理事長
多木誠一郎	小樽商科大学商学部准教授
向井地純一	全国農業協同組合中央会専務理事
両角 和夫	東北大学大学院農学研究科教授

[五十音順、敬称略]